

全建労発第 48 号  
令和 2 年 9 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
(公印省略)

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり、令和 2 年 8 月 28 日から施行される旨の通知がありましたので、改正の趣旨・内容と併せ、貴協会の会員の皆様に対し、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

担当：労働部 又木